燃料油価格激変緩和補助金に関する再質問主意書

提出者 馬場雄

基

## 燃料油価格激変緩和補助金に関する再質問主意書

総額』 年 和 指 書」 交付額と実際 1 に交付された基金補助金の交付額と実際 兀 て、 令 和  $\mathcal{O}$ 摘 財 年度決算検査報告」  $\mathcal{O}$ (内閣衆質二一二第一〇号) は把握 御指 務省による予算執行調査 五年十一月二日 『費用: 摘 してい 対効果』  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 抑制 「乖 額との 離 な を把握するためには必ずしも効果的な指標であるとは考えておらず、 V ) 額 「衆議院議員馬場雄 でも、 開 を算出しておらず、 差額 との答弁が 燃料油 を同じ において、 は 百 様の算定方法により、 価 億円」  $\mathcal{O}$ 格激変緩和対策事 あった。 抑制 基君提出燃料油価格激変緩和補助金に関する質問に対する答弁 「御指摘 同期間におけるお尋ね となっていたとの指摘が 額とを比較 然るに、  $\mathcal{O}$ 『乖離額』 業 令和四年二月から令和五年三月まで 令和五年十一 した上で、 (以下、 については ガソリンについては、 0) 「本件事業」という。 あ 月七日に公表された会計検査院 「補 0 た。 莇 金総額と抑 これを踏まえ、 (中略) 制 同事業に関する御 )につい 額との 経済産業省 基 の 十 改め 金 補 厄 乖 て燃料 て、 離 助 カ 月間 にお 金 額 令 昨  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 

ざいますし、 令和 五年三月十 各ガソリンスタンドの在庫状況によりまして小売価格 日  $\mathcal{O}$ 衆 議 院経済産業委員会における答弁で、 政府参考人が への反映にも時間差が生じますことか 「補助・ 金額が 毎 過変動 油

価格激変緩

和

補

助金につい

て、

質問

する。

開差額」 答弁している。それにもかかわらず、 5 委員会においては、 財務省による乖離額の推計は適当ではないとの見解を示した。さらに、同年十一月八日の衆議院経済産業 1 るものというふうに思います。 正確な効果を測定するには、もう少し、より精緻な分析が必要というふうに認識して」いるとして、 を財務省と同様の方法で算定・指摘していることについて、 西村康稔経済産業大臣が、 (元売に出している補助金は) 一 その後に会計検査院も、 (財務省と) お互い共通の認識、 「基金補助金の交付額と実際 円も無駄には使っておりません。 政府の所見を問う。 共有の認識をしてきて の抑制額との

限額はいくらか。 在 務、 という。) 報堂は、 会計 事務局運営業務、 百億六千六百万円となっているが、 検査院の 「価格モニタリングに係る業務」を、 に再委託している。 「令和四年度決算検査報告」によると、 政府として、 審査業務を受託しており、 把握しているところを明らかにされたい。 V D 社 は、 この内、 「価格 株式会社ヴァリアス・ディメンションズ これらすべての再委託費の上限額は、 モニタリングに係る業務」 「価格モニタリングに係る業務」 本件事業に係る事務局業務を受託した株式会社博 の外、 に係る再委託費の上 ホ 令和 ] ( 以 下 ムページ作成業 五年三月  $\vec{V}$ D 末現 社

三

資源エネルギー庁は、本件事業による価格モニタリングが開始される前から、

一般財団法人日本エネル

費は、 格 どについて」、本件事業における価格モニタリングの結果に基づく分析を行っていなかったことも指摘 る。 ギー経済研究所に委託して石油製品小売市況調査 れている。そうだとすれば、 の推移を把握するのであれば、 」とのことである。一方で、 卸売市況調査と合わせて年額八千二百万円であるが、会計検査院の指摘によれば、 本件事業における価格モニタリング業務は不要であったと考えられるが、 資源エネルギー庁が、 本庁調査の結果を活用することにより十分対応可能であると考えられ (いわゆる「本庁調査」。)を実施しており、その委託 「小売価格の上昇が適切に抑制されていたのかな 「全国の小売価 政

右質問する。

府の所見を問う。